



たまがわ

広報

村のようす
(44.7月1日現在)

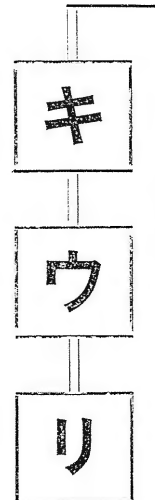
世帯数	1,431戸
人口	7,488人
男	3,618人
女	3,870人
面積	46.62 [㍍]

編集と発行
福島県石川郡玉川村役場
大越力夫
でんわ 川辺 1・39・124

印刷所
須賀川市加治町69
有限会社 円谷印刷



県南の特産物



キウリは県南の特産物として、近年著しく伸長の一途をたどっており需要も呼応するごとく年々消費が拡大されておることは、生産者にとっては、誠に喜ばしい現象であります。本村の作付面積を展望して見ますと、昨年度は15ヘクタール程度でありましたが、今年は25ヘクタール程度となり、その収入も飛躍的な伸びを見ており農家経済を潤しております。キウリは、今後益々需要の伸びる産物として、大いに期待がかけられるでしょう。

八月の行事予定表

役場

- | | | | |
|------|----------|-----|-----|
| 一〇日 | 国民館 | 三〇日 | 国民館 |
| 二〇日 | 第九会農業委員会 | 三〇日 | 国民館 |
| 二五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三〇日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四〇日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 十日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 十一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 十二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 十三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 十四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 十五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 十六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 十七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 十八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 十九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二十日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二十一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二十二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二十三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二十四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二十五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二十六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二十七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二十八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 二十九年 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三十日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三十一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三十二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三十三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三十四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三十五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三十六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三十七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三十八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 三十九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四十日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四十一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四十二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四十三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四十四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四十五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四十六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四十七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四十八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 四十九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五十日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五十一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五十二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五十三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五十四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五十五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五十六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五十七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五十八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 五十九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六十日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六十一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六十二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六十三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六十四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六十五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六十六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六十七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六十八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 六十九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七十日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七十一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七十二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七十三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七十四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七十五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七十六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七十七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七十八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 七十九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八十日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八十一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八十二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八十三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八十四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八十五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八十六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八十七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八十八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 八十九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九十日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九十一日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九十二日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九十三日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九十四日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九十五日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九十六日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九十七日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九十八日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 九十九日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |
| 一百日 | 支所 | 三〇日 | 国民館 |

第一小二期工事と

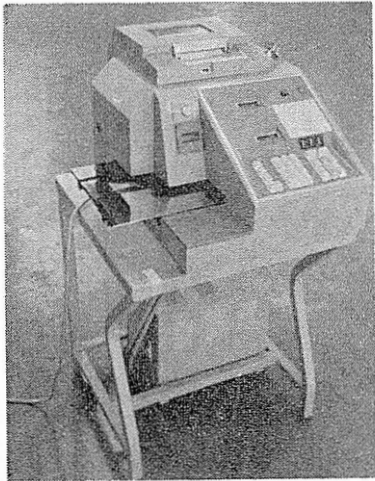
南山小屋の林道工事

昭和四十三年度より二年連続事業で着工された第一小学校建築の昭和四十四年度計画の総建築面積一、六六三二平方メートルの第二期工事について七月二十二日入札を行いその結果六千八百万円にて株式会社社浅沼組に落札決定いたしました。工期は八月一日より明年二月二十八日まで既に工事に着手し早期完成を図る意気込みです。

又、昭和三十一年度

郵便局にも会計機登場

郵便局にも「為替貯金窓口会計機」が入りました。この機械によって、貯金や為替の窓口事務が、いままでよりもはるかにスピーディに、より確実にあります。



税金はみんなのために

国は道路を作ったり学校や住宅を建てたり老人や身体の不自由で働くことができない人の生活を保障したり、いろいろな仕事をしています。このような事に使われるお金のほとんどが、税金でまかされています。

昭和四十四年度の一

夏の交通事故防止運動

実施期間八月一日～二〇日

- 一、安全な運転時間を確保する
- 二、安全運転に必要な休息時間を確保する
- 三、道路の横断は正確にする
- 四、急停車されてもよい距離よい速度
- 五、親がまず手本を示そう正しい横断
- 六、みんな歩いているときもひとりひとりがよく注意

「いとおぼねと生活」

無いが極楽知らぬが仏
美しい女は年をとると人一倍みにくくなるということ。
山彦と女は同じように秘密をたもつ
美人の終りは猿にいた秘密をすぐ話して

しまうものだということが上だということ。
酒と産には懲りた者がない
酒とお産では相当つら
一人娘と春の日はく
い苦しい思いをするのだが、やめたという者もない。
れそでくれない一人娘は親が惜しがってなかなか嫁にやらな
いとこと。

人権尊重の理念から「村八分」という言葉が一躍クローズアップされて幾久しくなります。このように、私たちの納めた税金は国のいろいろな仕事を通じて私たちのために、住みよい国土を作るために使われています。

夏川村交通対策協議会安全協会泉郷須釜分会泉郷須釜運動者会
路の左側はしを一系列に通行する
昭和四十四年交通安全年間スローガン
「急停車されてもよい距離よい速度」
「親がまず手本を示そう正しい横断」
みんな歩いているときもひとりひとりがよく注意

村八分

村八分は相当の昔からあったようですが、その時の状況により七分に軽減されたり、重くなること家財道具等も没収され、生活をも奪われた時代もあったようです。

村八分の語源については、いろいろの説がありますが一説には、人間の生活における附合、即ち元服、婚葬式、普請、火事、病氣、水害、旅行、出産、追善の十が日帯生活における最少限度必要な附合いとされますが、そのうち、類焼の危険から附合わざるを得ない火事と、仏教思想に基く葬式の二分を除く八分の附合いを断絶することに発するといわれます。

福島県内においても「村八分」「アホウ私」「村八分は許されぬ」「村八分は許されぬ」「村八分は許されぬ」「村八分は許されぬ」等々の呼応で行なわれてきました。今日殆んどの地域では「村八分」といっているのが普通です。

村八分は、減しているとはいえず、

昔は部落等において、村法上の制裁罰として広く認められ、これを以って対処することにあり、相手方に肉体的精神的苦痛を与えて反省を強要し、改しゆんを迫ることを目的としたもので、これは、現代の中央集権的社会的機構にあっては、刑あるのが普通ですが、

人権思想の稀薄な山村部落等には、まだまだ多くの潜在的村八分があるのではないかと憂い、相手方に肉体的精神的苦痛を与えて反省を強要し、改しゆんを迫ることを目的としたもので、これは、現代の中央集権的社会的機構にあっては、刑あるのが普通ですが、

罰権は国家が握っており、憲法の規定上から何人も法手続によらなければ、刑罰を科せられないことになっていて、制定罰としての村八分は許されぬという不法性が生じてくるのです。当局の取扱っている村八分事件は本年一月から三月までにおいて四件あります。この数字は以前に比べれば漸減しているとはいえず、

しかしながら、これを戒しめる手段として部落総会あるいは契約講等で決議や申し合せをして通告したり、あるいは暗黙のうちに各人の意思が通じ合いその上で共同絶交となり、それを相手方にわからせようとした場合は、村八分が成立するとされ、判例の傾向をみては法手続を得ず単に關係者多数の意思により村八分にしようとする権利を奪うことは好むと好まざるとにかかわらず脅迫罪とみられる場合が多く更に不法行為による損害賠償の対象ともなっているようです。しかし、被害者は部落内での生活を宿命的に余儀なくされているので、円満に話し合いで解決を図るのが人権擁護上最も理想とされます。

いすれにしても、村八分は違法なので根絶すべきであり、その方策は皆さん方の良識と人権尊重という自覚が何より大切なことです。(福島地方事務局 人権擁護課)

